

各 位

会社名 アズビル株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 山本 清博  
 (コード番号：6845 東証プライム)  
 問合せ先 総務部長 田中 健二  
 (TEL：03-6810-1000)

## 株式報酬制度導入（信託の概要及び株式の取得内容決定）に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日付で、指名委員会等設置会社への移行を条件として、当社の執行役員及び執行役員（国内非居住者を除きます。）へのインセンティブ・プランとして、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入する旨を公表しましたが、今般、2022年5月13日開催の取締役会において、その対象者の範囲を拡大のうえ、新たに導入する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の信託の概要及び株式の取得内容について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、2022年6月23日開催予定の当社第100期定時株主総会において、指名委員会等設置会社への移行に係る定款一部変更議案が原案通り承認可決され、当該定款一部変更の効力が生ずること、及び指名委員会等設置会社移行後の報酬委員会において本制度の導入について承認可決されることを停止条件として、その効力を生ずるものとしたします。本制度の詳細については、検討を行っている役員報酬方針の策定とともに、後日開催される取締役会及び報酬委員会において改めて決議しお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

当社は、取締役（国内非居住者を除き、社外取締役を含みます。以下、断りがない限り同じとします。）、執行役員及び執行役員（国内非居住者を除きます。執行役と併せて、以下「執行役等」といいます。また、取締役と執行役等を併せて、以下「対象役員」といいます。）を対象に、株主の皆様との価値共有を図りながら企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、業績との連動性が高く、かつ制度運用の透明性、客観性の高い、新たな業績連動型の株式報酬制度を導入いたします。ただし、執行役を兼務せず、業務執行を担わない取締役に対しては、業績連動はさせない設計といたします。

#### 2. 本制度の導入目的

当社グループは、オートメーションに関わる製品・サービスの提供を通じて持続可能な社会へ「直列」に貢献し、成長を目指す「長期目標（2030年度）」及び「中期経営計画（2021～2024年度）」を策定し、2021年5月に公表し、「人を中心としたオートメーション」の理念のもと、自らの中長期的な発展を確実なものとし、企業価値を持続的に向上させることを目指しており、2022年2月25日付の「指名委員会等設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる改革を進めることを目的として、指名委員会等設置会社に移行することにいたしました。

このような中、当社は、上記の経営理念のもと、「長期目標（2030年度）」及び「中期経営計画（2021～2024年度）」の実現を後押しするための役員報酬制度につきましても、指名・報酬委員会及び取締役会において議論を重ねてまいりました。

その結果、本制度の導入により、執行役等の企業価値増大への貢献意識及び株主価値の最大化への貢献意欲を一層高めるとともに、業務執行を担わない取締役に対しても株主の皆様との価値共有

を図ることで、持続可能な社会へ「直列」に繋がる貢献に向けた取組みを推進することができると考え、本制度を導入することといたしました。

### 3. 本制度の概要

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（国内非居住者を除き、社外取締役を含みます。）、執行役及び執行役員（国内非居住者を除きます。）

#### (3) 信託金額

当社は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する、各中期経営計画の対象期間と一致する期間として取締役会が都度別途定める期間（最短3事業年度、最長5事業年度とします。）を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。また、対象役員には、本制度を通じて、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されるポイント（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）が、役員株式給付規程に従って付与されます。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記(5)のとおり、1事業年度当たり合計63,200ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、189,600株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として次期以降対象期間毎に、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、対象

役員に付与されるポイント数の上限は、下記（５）のとおり、1事業年度当たり合計63,200ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は189,600株となり、次期以降対象期間について本信託が取得する株式数の上限は、一例として対象期間を5事業年度と定めた場合には316,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### （５） 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。また、対象役員のうち執行役等には、これに加えて、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイント（以下「業績連動ポイント」といいます。）を一次的に付与し、各対象期間終了後に、業績目標達成度等に応じた係数を乗じることによって調整します。

各対象期間につき対象役員に付与することができるポイント数の上限は、当該対象期間にかかる事業年度の数に63,200ポイントを乗じた数とします。なお、かかるポイント数の上限は、上述の業績連動ポイントに関する調整を反映後のものとして設定しており、業績目標達成度等に応じた係数が最大となった場合を想定したものです。このため、当初対象期間に関しては、189,600ポイントが上限となります。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込みなどを総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、対象役員に付与される当初対象期間のポイント数の上限に相当する株式数（189,600株）の発行済株式総数139,223,239株（2022年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.14%です。

下記（６）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （６） 当社株式等の給付

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### （７） 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （８） 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### 4. 本信託の概要及び当初対象期間における当社株式の取得内容

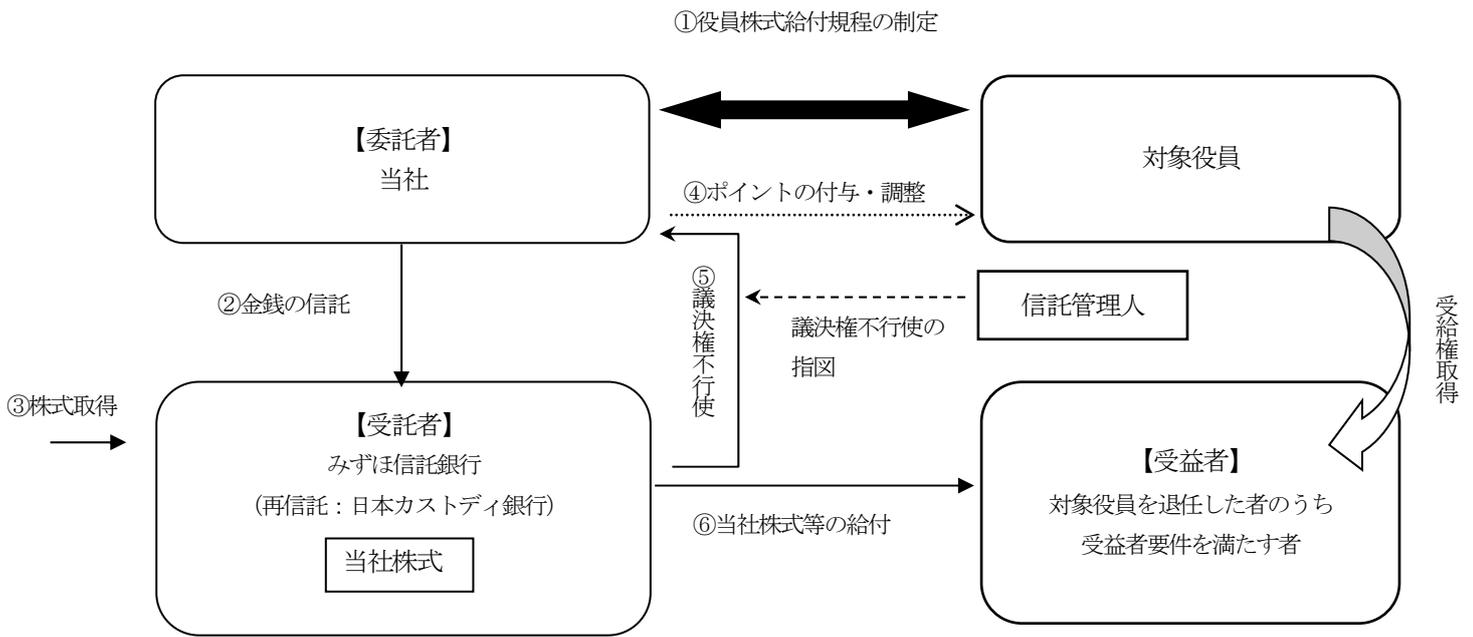
##### (1) 本信託の概要

- ① 名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④ 受益者 : 対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦ 信託の期間 : 2023年3月末日に終了する事業年度中に本信託を設定してから信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

##### (2) 当初対象期間における当社株式の取得

- ① 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ② 取得する株式の総額 : 420 百万円を上限とする  
(3事業年度分の株式取得資金として信託する金額)
- ③ 取得する株式の上限 : 189,600 株
- ④ 株式の取得方法 : 取引所市場より取得
- ⑤ 株式の取得期間 : 本信託を設定した日から 2023年3月31日 (予定) まで

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、報酬委員会の決議により、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、報酬委員会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき、対象役員に対し、役位に応じて定まるポイントを付与します。また、対象役員のうち執行役等には、これに加えて、役位により定まる数のポイントを一次的に付与し、各対象期間終了後に、業績目標達成度等に応じた係数を乗じることによって調整します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上